平成２５年（フ）第２１号
島根県邑智郡邑南町大林292番地１
債務者　中田　春馬
１　決定年月日時　平成25年６月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田上　裕輝
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月９日午前11時
５　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２５年（フ）第２４号
長崎県大村市玖島３丁目699番地１　ガーデン池ノ坊Ｂ棟２階201号室、前住所長崎県雲仙市国見町多比良甲11番地
債務者　林田喜代児
１　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大田　真和
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月13日午前11時
５　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２５年（フ）第８７号
富山市窪新町４番61―1705号　信開アーバンシティセントラル
債務者　岡本　恭宏
１　決定年月日時　平成25年６月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　坂本　義夫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月10日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６７６号
横浜市港北区篠原北１丁目24番27号　リブカネコ301
債務者　山本美智子
１　決定年月日時　平成25年６月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　飯田　信也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月10日午後２時
５　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９４１号
横浜市港北区篠原北１丁目24番27号　リブカネコ301
債務者　山本　邦男
１　決定年月日時　平成25年６月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　飯田　信也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月10日午後２時
５　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３００号
静岡県焼津市高新田2411番地の６
債務者　青木　伸雄
１　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　青島　伸雄
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月17日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８３号
島根県雲南市大東町養賀836番地４、前住所島根県雲南市三刀屋町下熊谷1672番地１
債務者　狩野　　司
１　決定年月日時　平成25年６月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井上　晴夫
４　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
松江地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１３３号
函館市本通４丁目16番39号
債務者　永井　喜一
１　決定年月日時　平成25年６月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１６３号
函館市大手町12番５―605号
債務者　福井　望己
１　決定年月日時　平成25年６月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１６４号
函館市亀田本町25番１号
債務者　吉田ひとみ（旧姓屋内）
１　決定年月日時　平成25年６月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３８１号
愛知県豊田市美和町３丁目25番地　県営３―207号
債務者　土橋　仁志
１　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第８８号
奈良県北葛城郡広陵町馬見北３丁目11番19号
債務者　ｃａｆｅぐぅこと　乾　　幸絵（旧姓久保）
１　決定年月日時　平成25年６月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第９８号
奈良県宇陀市室生西谷1424番地
債務者　恒川　　翔
１　決定年月日時　平成25年６月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１３６号
奈良県大和高田市土庫２丁目２番18―308号大和高田リバティ八番館、前住所奈良県大和高田市土庫３丁目２番22号　東武ハイツシャトーⅠ（101）
債務者　わくわくファミリーこと　辻　　忠男
１　決定年月日時　平成25年６月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１４０号
奈良県橿原市五条野町392番地の３　ハイツあすか路103号室
債務者　東　　泰平
１　決定年月日時　平成25年６月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第３５５号
熊本市北区楡木２丁目11番79号　松岡ハイツ303
債務者　中川　和久
１　決定年月日時　平成25年６月11日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４４号
三重県伊勢市小俣町宮前143番地10
債務者　牧　　愛
１　決定年月日時　平成25年６月12日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係